

北本都市計画土地区画整理事業の変更（北本市決定）

都市計画久保特定土地区画整理事業を次のように変更する。

| 名 称 | | 久保特定土地区画整理事業 | | | | | |
|----------|---|--|---------------|---------|--------|-----|--|
| 面 積 | | 約 34.9ha | | | | | |
| 公共施設の配置 | 道 路 | 種 別 | 名 称 | 幅 員 | 延 長 | 備 考 | |
| | | 幹線街路 | 3・4・6 西仲通線 | 18m | 約 433m | | |
| | | 幹線街路 | 3・4・9 南 1 号線 | 16m | 約 282m | | |
| | | 幹線街路 | 3・3・10 南 2 号線 | 24.8m | 約 196m | | |
| | | 幹線街路 | 3・4・12 西 1 号線 | 16m | 約 213m | | |
| | | 幹線街路 | 3・5・13 久保大通線 | 14m | 約 587m | | |
| | 本地区内の道路は、都市計画道路を中心とし、良好な住宅市街地の形成と地区外交通の関連とを考慮し、補助幹線道路及び区画道路等を適宜配置し整備する。 | | | | | | |
| | 公園及び緑地 | 公園面積は、地区面積の3%以上を確保し良好な住宅市街地の形成に資するため、デーノタメ遺跡エリアに予定される公園整備も考慮し、街区公園を1箇所設ける。 また、緑地についても、調整池を兼ね3箇所設ける。 | | | | | |
| | | 種 別 | 名 称 | 面 積 | | 備 考 | |
| | | 緑 地 | 第1緑地(調整池) | 約 0.3ha | | | |
| 緑 地 | | 第2緑地(調整池) | 約 0.3ha | | | | |
| 緑 地 | | 第3緑地(調整池) | 約 0.1ha | | | | |
| その他の公共施設 | 雨水・汚水排水は分流式とし、雨水は、道路側溝及び管渠等を整備すると共に、地区面積により義務付けられた調整池を設置し、雨水幹線に放流する。汚水については、公共下水道計画に基づき別途整備する。 また、上水道は、公共施設の整備改善に伴い、地区全域に供給整備する。 | | | | | | |
| | 定住拠点としての住宅市街地の形成を図るため、既存の自然環境を生かした良好な住環境と街並み景観が創出できるよう、低層低密度の住宅地を基調とした整備を目指す。 | | | | | | |

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成8年に都市計画決定した約44.0haのうち、約34.9haに施行区域を縮小するものである。

除外する区域のうち、遺跡エリアはデーノタメ遺跡が国指定史跡に指定されたため、遺跡の保存・活用を図り、その周辺の住宅エリアは、遺跡エリアを取り囲み自然や文化を感じることでできる優良な住環境の維持を図る。

都市計画として定める区域

北本市大字下石戸下字久保耕地、字蔵引耕地、字台原耕地、字二ツ家上耕地、字考戸及び字蔵引の各一部

北本市大字下石戸上手及び字東原の各一部

北本市大字^{きたもとじゅく}北本宿字^{しもほら}下原の一部

北本市^{きかえ}栄の一部